２０２５年安全報告書

２０２４年４月１日～２０２５年９月３０日

日本フライトセーフティ株式会社

この報告書は、航空法第１１１条の６の規定に基づき作成したものです。

２０２５年安全報告書

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

【企業理念】

弊社は、東京都東京ヘリポートを本拠地とし、ヘリコプターを運航して事業を行っております。主な事業は、航空運送事業の遊覧飛行や航空機使用事業の操縦教育訓練及び空撮等です。私共はそれぞれの事業において、その目的を達成し安全に飛行を終了し、各クライアントのニーズに応えることを喜びとしております。しかしながら、ニーズに応えようとしても空中に浮いている以上は、安全に飛行し安全にその飛行を終了しなくては何の意味もありません。そのために私共は、安全運航のために努力を惜しまないという精神で日々ヘリコプターを運航しております。創業以来の無事故運航をこれからも継続していくために、飛行前において飛行の準備や航空機の整備状況や飛行前点検を入念に行うことはもとより、飛行中も気象状態や航空交通についてもできる限り分析して不安全の要因となる事項を把握し、安全快適に飛行を終えるように心掛けております。私共のこのような安全運航に対する考え方や取組み姿勢は、操縦教育訓練の場においても発揮され、安全で質の高い操縦士の育成にも役立っております。航空輸送の未来は安全の確保無しに語ることはできず、またそれを怠っていては夢も発展もありません。私共は、いつでもお客様が安全快適に利用できる質の高いヘリコプターの運航を行うことのできる企業を目指して社員一丸となって日々地道な努力を積み重ねていく所存です。

【安全方針】

安全は、会社が遂行する全活動を通じて最優先の事項である。従って、航空機の運航に際しては最高レベルの安全が維持できるよう適切な安全管理システムを維持するとともに、改善すべき事項は速やかに改善して安全の確保に努めるものとする。同様に、安全が最優先事項であるということを社長以下全ての社員が認識し、会社の安全文化を確実に醸成していくための努力を続けていくものとする。

【コミットメント】

1. 私達の最大の関心はお客様と社員の安全であり、安全は経営の基盤という信念を持っています。
2. 私達は、社長を始めとして会社経営部門の社員から運航・整備部門の社員に至るまで、航空機の運航の安全と職場の安全に対する責任があると確信しています。
3. 私達は、安全文化を醸成するための取組目標を掲げ、全員がこの目標を理解し、受け入れるよう、コミュニケーション及びモチベーションを高める体制を整えます。
4. 私達は、全ての安全に対する情報を関係者全員で共有することが重要と考え、全ての社員が安全に対する重要な危険要因や懸念を報告することを奨励します。
5. 私達は、全ての社員が安全に関する危険要因や懸念を安全統括管理者に報告することに対し、懲罰的な措置を取らないことを誓います。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1)安全確保に関する組織及び人員に関する事項

a 全体及び安全確保に関する組織の組織図

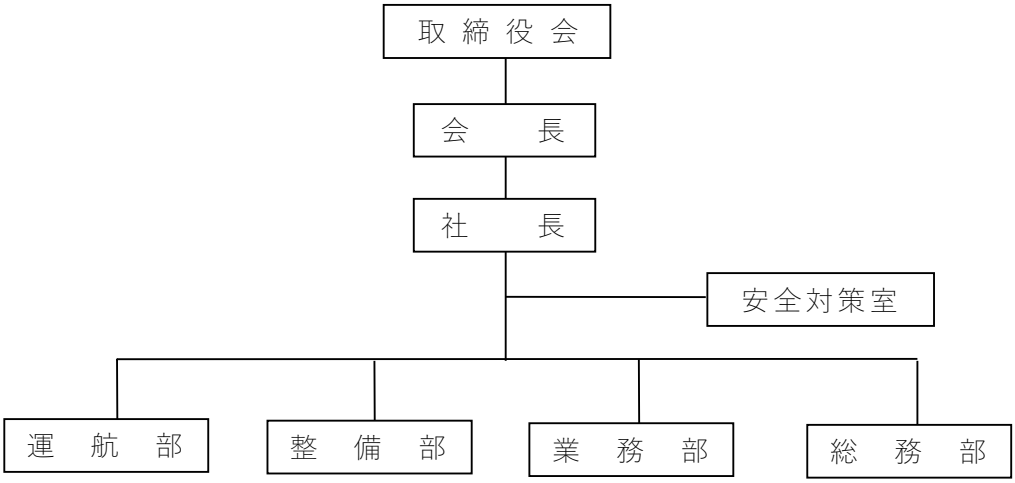

b 各組織の機能・役割の概要

(a) 社長

安全を維持するために、安全管理体制を定期的に見直し、絶えず改善します。安全統括管理者の意見を尊重し、安全推進に必要な資源（予算や人材など）を確保し、優先的に投資します。

(b) 安全対策室

会社の安全を管理するうえで必要な情報の収集、技術的分析、措置の判断、決定及び見直しなどを行う部門として「安全対策室」を設置しています。安全対策室長は安全統括管理者として会社の安全管理体制を統括し、安全を推進する各組織の要として機能しています。また、社内の安全管理体制をより強固なものとしていくために、社長及び安全統括管理者を中心として各部門の安全推進責任者とともに安全管理体制の維持及び安全品質の向上に努めています。

(c) 運航部

操縦士と運航管理担当者によって航空機を運航する部門で、創業以来無事故運航を続けています。

(d) 整備部

整備士によって航空機の管理及び点検整備を行う部門で、整備課と整備管理課によって航空機の安全性を確保し続けています。

(e) 業務部

遊覧飛行、操縦訓練、空撮等の様々な飛行依頼に対し、お客様のご希望に沿ったサービスが提供できるようお客様に直接対応する部門です。

(f) 総務部

主に会社の庶務に関する事務を行っている部門です。

c　各組織における人員数等

(a) 運航部５名　　機長資格保有者４名
　　運航管理担当者資格保有者４名
　　技能審査担当操縦士資格保有者１名
(b) 整備部３名　　確認整備士資格保有者２名
(c) 業務部２名
(d) 総務部２名

（２）日常運航の支援体制

a　航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

航空機乗組員に対しては、運航規程に基づき年１回の定期訓練及び定期審査を実施しています。運航管理担当者に対しては、運航規程に基づき２年に１回の定期審査を実施しています。確認整備士に対しては、整備規程に基づき年１回の定期訓練と審査を実施しています。

b　日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常の運航で生じた安全上の問題点は、安全統括管理者との協議又は安全推進ミーティングにおいて是正措置を決定し実行します。是正措置の内容は掲示物等で社長以下全ての社員に周知することにしています。

c　安全に関する社内啓発活動等の取り組み

安全統括管理者は、各部門の安全推進責任者からの報告を待つだけでなく、適宜現場の状況を確認して航空機の安全運航に問題となる事象が発生していないか早期に発見するようにしています。「ＰＩ、ヒヤリハット、疲労、飲酒に関する報告書」によって得られる情報からリスク管理を行って不安全要素を取り除く取組みを行い、安全意識の向上に役立つ情報を回覧するとともに、「整備ニュース」又は掲示物等で周知し、安全意識の高揚に努めています。

安全の確保は、私達社員一人一人の安全意識を高い状態に維持することが基本だという考えで取り組んでいます。そのため、社員一人一人が航空機を安全に運航するための重要なエレメント（要素）であるという認識を持って、それぞれの持ち場で責任をもって業務を遂行しています。

（３）使用している航空機に関する情報

2025 年 9 月 30 日現在、回転翼航空機（ヘリコプター）７機を使用しています。

航空機の型式	機数	座席数	年間平均飛行時間（ｈ/機）	導入開始時期（年）	平均機齢（年）
ロビンソン式 Ｒ６６型	1	4	76	2016	9
ロビンソン式 Ｒ４４型	2	3	57	2007	16
ロビンソン式 Ｒ２２型	4	1	230	2007	12
				全体平均機齢	13

・座席数は、機長席を除いた席数です。

・航空法施行規則第 150 条に基づき、搭乗者の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備しています。

《航空機の機齢について》

国土交通省航空局に承認された整備規程に基づいて適切に整備を行い、また、メーカーの規定された時間に基づきオーバーホールを行っているため、航空機の機齢は毎年増えておりますが、安全性は維持されています。航空機に使用される部品は、定められた使用時間で交換又はオーバーホールされて取り付けられ、機体ごとに毎年国の検査（耐空検査）に合格できるように整備されています。航空機が飛行を行う前には、日常点検者によるグランドラン（試運転）が行われ、安全に飛行できる状態であることを確認しています。

（４）運航状況に関する情報

《航空運送事業》

使用航空機　：ロビンソン式Ｒ４４型及びＲ６６型

業務内容	年間飛行時間	乗客数
遊　覧　飛　行	２８４：３４	２９１１人

2024 年 10 月以降遊覧飛行は休止しております。

《航空機使用事業》

使用航空機　：ロビンソン式Ｒ２２型、Ｒ４４型及びＲ６６型

業務内容	年間飛行時間
操　縦　訓　練	１３１６：１０
空撮その他	１２７：５５

3. 法第111の4の規定に基づく報告に関する事項【航空運送事業に係るもの】

種　　類	２０２２年度	２０２３年度	２０２４年度 (2024.4～2025.9)
航空事故	0件	0件	0件
重大インシデント	0件	0件	0件
安全上のトラブル	0件	0件	0件

《用語の大意》

航空事故　　：航空機の墜落や航空機による人の死傷を伴うような事故
重大インシデント　：航空事故になるおそれがあった事態
安全上のトラブル　：上記以外で航空機の正常な運航に支障を来すような事態

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1)航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

2024年4月から2025年9月についてはありませんでした。

(2)国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

2024年4月から2025年9月についてはありませんでした。

(3)情報の伝達及び共有

当社の運航に関わる安全情報を逐次収集し、メールや毎月の安全ミーティングで共有しています。

(4)事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備え

緊急時の対応については、運航規程のほか緊急事態処理要領に定めています。災害時の対応については、災害発生時の対処要領に定めています。

また、定期的に緊急事態模擬訓練を実施しています。

(5)内部監査の実施及びその管理の状況の確認

各部署に対し定期的に内部監査を実施し、不具合要因の発見と是正に努めています。

(6)輸送の安全に係る文書の整備・管理

当社安全管理規程において、管理すべき記録等と保存期限を定め、適切に管理しています。

(7)事業の実施及びその管理の改善に関する事項

安全管理システムの機能の有効性を確認するため、安全に関する目標の達成状況、安全監査の結果等の情報を基に半期ごとにマネジメントレビューを行い、改善に向けた検討を行いました。

(8)輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2024 年 4 月から 2025 年 9 月の間の安全目標に対する達成状況及び取り組みの実施状況は以下のとおりです。

安全指標	目標値	実績値
規程類の最新性の計画的確認の実施	100%	100%
航空事故・重大インシデント件数	0 件	0 件
ヒヤリハット情報の収集の推進	運航部 14 件 整備部 10 件	運航部 16 件 整備部 10 件

2024 年 4 月から 2025 年 9 月の間に安全上のトラブルはなく、航空機の運航は正常に行われました。これからも社員一人一人が安全に対して気を緩めることのない雰囲気を持った社風を維持していくとともに、安全管理体制を適正に維持しつつ引き続き努力していく所存です。

(9)全社的な安全指標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

a 2025年度の安全指標

安全指標	目標値
航空事故・重大インシデント件数	0 件
ヒヤリハット情報の収集の推進	15 件